

合志市中小企業等振興基本条例

〔平成22年9月22日〕
条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、中小企業等が合志市（以下「市」という。）における経済の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、その振興について基本理念を定め、中小企業等の経営基盤の強化及び持続的な発展を促進することにより、中小企業等の振興を図り、もって活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。
- (2) 中小企業等 中小企業者、事業協同組合、企業組合、商工団体その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体及びこれらに準ずる団体で市長が特に認めるものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 中小企業等自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、中小企業等及び市の協働によることを基本とし、地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与するものであること。
- (2) 地元産品の地元消費及び活用が地域経済活性化のため必要なものであることにかんがみ、中小企業等がこれらの経済活動を進めるための中核としての役割を担うこと。

(基本的施策)

第4条 市は、前条の基本理念に基づく、次に掲げる基本的施策を定めるものとする。

- (1) 中小企業等の経営基盤の安定、強化に関する施策
- (2) 産学官連携による新産業の創出及び起業支援に関する施策
- (3) 中小企業等の振興に資する企業立地の促進に関する施策
- (4) 中小企業者の組織化の促進及び中小企業等の育成に関する施策
- (5) 中小企業等の人材育成に関する施策
- (6) 子育て支援の充実等による雇用の安定に関する施策
- (7) 中小企業等の振興に関する情報の収集及び提供に関する施策

(8) 中小企業等の資金調達の円滑化に関する施策

(9) その他市長が必要と認める施策

(行政の責務)

第5条 行政は、前条の基本的施策を実施するに当たっては、市民の理解と協力を得ながら、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 施策の実施に要する庁内体制の整備及び財政上の措置に努めること。

(2) 市の発注する工事、委託業務、物品の購入等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業等の受注機会の増大に努めること。

(3) 広く市民、関係者等の意見を聴き、施策の計画及び実施に反映させるように努めること。

(4) 国、県その他関係機関との連携及び協力による施策の推進に努めること。

(中小企業等の役割と努力)

第6条 中小企業等は、事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に努めるものとする。

(1) 経営基盤の強化、経営の革新、創造的な事業活動の推進、人材の育成、従業員の福利厚生の上昇及び雇用の安定

(2) 地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域環境との調和並びに消費者への安心かつ安全な製品、役務の提供及び積極的な情報提供

(3) 中小企業団体、商工会への加入等による地域貢献、地元産品の利活用

(市民の理解と協力)

第7条 市民は、中小企業等の振興が市民生活の維持及び向上並びに地域経済の活性化に寄与することを理解し、それぞれができる範囲で中小企業等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(中小企業等活性化会議)

第8条 中小企業等、学識経験者、消費者、市民活動団体その他の多様な構成員により、中小企業等活性化会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、具体的な中小企業等の振興施策について調査審議し、その実現に取り組むものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。